

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年 10 月 15 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡国道事務所長 小川 智弘

1 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 21 年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その 2 業務 (電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、静岡国道事務所が発注する土木工事等 (改築関係) の発注に係る図面及び数量等の整理、積算基礎データ作成、積算システム入力等、予定価格算出のための基礎資料の作成及び設計図書 (案) の作成の一部を支援する業務を行うものである。

(3) 履行期限 平成 22 年 3 月 31 日

(4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書 (以下「競争参加資格確認申請書等」という。) の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 21・22 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

2) 設計共同体

1) から に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 21 年 10 月 15 日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 21 年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その 2 業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務におい

て、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社等(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務、公物管理業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務又は地質調査業務。

なお、各業務の具体は、別紙-1「発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績一覧」による。

注1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む))

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)とする。

注3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4) 公益法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人又

は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人とする。

注５）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（４）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日とは別表 の日を予定する。

技術士（建設部門又は総合技術監理部門）

土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は１級技術者

一級土木施工管理技士

RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）又はRCCMと同等の能力を有する者（１）

「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）種、種又はその他これに準ずる者と発注者が認める者（２）

１「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

２「その他これに準ずる者と発注者が認める者」とは、以下のとおり

- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者 種又は 種
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会」が認定した支援管理技術者 種又は 種
- ・「関東地方整備局長」が委嘱した公共工事品質確保技術者
- ・「公共工事の発注者責任協議会」が認定した支援技術者 種又は 種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者 種又は 種
- ・「中国地方整備局長」が認定した支援業務技術者 種又は 種

- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者 種又は 種
- ・「公共工事品質確保技術者資格認定委員会」が認定した 種又は 種公共工事品質確保技術者
- ・「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定した 種又は 種支援技術者

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 1 1 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（発注者、受注者、下請、出向又は派遣等）は問わない。

同種業務：国、都道府県、政令市又は特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社等、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務
- ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務(道路)、C M業務、P F I 事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（道路）の概略設計、予備設計、詳細設計又は土木工事の監理技術者

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日現在、管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 1 0 件未満である者

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 5 0 0 万円以上の業務をいう。

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- 1) 本業務における品質向上の方策の提案
- 2) 業務における守秘性、中立・公平性の提案

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

- 1)基本事項評価(企業)
- 2)基本事項評価(技術者)
- 3)技術提案書

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 30 点とする。

(2) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

基本事項評価(企業)

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度(指名停止等の措置)

基本事項評価(技術者)

業務実績、業務成績

技術提案書

実施方針、実施体制、特定テーマに対する技術提案

の項目で最大 9 点、 の項目で最大 6 点、 の項目で最大 45 点を加算点とする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、

3 (1) 総合評価の方法によって得られた数値 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒 4 2 0 - 0 0 5 4 静岡県葵区南安倍 2 丁目 8 - 1

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

経理課：契約手続きに関すること。

電話 0 5 4 - 2 5 0 - 8 9 0 1 F A X 0 5 4 - 2 5 2 - 5 8 0 9

メールアドレス：keisdour@cbr.mlit.go.jp

工務課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電話 0 5 4 - 2 5 0 - 8 9 0 3 F A X 0 5 4 - 2 5 2 - 5 7 3 9

メールアドレス：s-koumu@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表 のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ (以下「HP」という。) に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「測量・建設コンサルタント等業務」 - 「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4 (1) の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送 (書留郵便に限る。) すること。

・提出期間：別表 のとおり。

・提出先：4 (1) と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の受付期間

別表 のとおり。

入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡国道事務所経理課まで持参すること。

開札の日時及び場所

別表 のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3 (3) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

	入札説明書の交付期間	平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日から 平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日まで
	競争参加資格確認申請書等の 提出期間	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日までの 10 時から 16 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	競争参加資格確認通知の日	平成 2 1 年 1 1 月 5 日
	入札書の受付期間	平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日 10 時 00 分から 平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	開札の日時及び場所	平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日 1 0 時 0 0 分 静岡国道事務所入札室

別紙ー1 発注者支援業務等(発注者支援業務・公物管理業務)の業務実績一覧

1/2

業 務 実 績	対 象 業 務	業 務 内 容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆品質検査業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆事業計画業務 ◆技術資料作成業務	公共工事に関する実施計画関連資料の作成、設計業務成果のとりまとめ、業務発注に必要な資料、関係機関との協議用資料の作成等の一部を支援する業務
公物管理業務(河川)	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
	◆河川許認可審査業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理業務(道路)	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆道路許認可審査業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査・指導取締のいずれかの補助業務
	◆適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査・指導取締のいずれかの補助業務
	◆道路情報管理支援業務	○道路情報の収集及び提供、関係機関との情報交換、各種道路管理情報機器の操作、災害時の情報収集、道路に関する通報又は相談窓口等を行う業務
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザリー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計 等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計 等
土木設計業務(道路)	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討 等
	◆予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計 等
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計 等

別紙ー1 発注者支援業務等(発注者支援業務・公物管理業務)の業務実績一覧

2/2

業 務 実 績	対 象 業 務	業 務 内 容
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、等
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
	◆計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、等
管理施設調査・運用・点検業務 (河川)	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
管理施設調査・運用・点検業務 (道路)	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務 等
	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検 等
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深淺測量、用地測量、空中写真測量 等
	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定 等

入 札 説 明 書

中部地方整備局静岡国道事務所の「平成 21 年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その 2 業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1．公 告 日 平成 21 年 10 月 15 日

2．契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局静岡国道事務所長 小川 智弘
静岡県静岡市葵区南安倍 2 丁目 8 - 1

3．業務の概要

（１）業 務 名 平成 21 年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その 2 業務
（電子入札対象案件）

（２）業 務 内 容

本業務は、静岡国道事務所が発注する土木工事等（改築関係）の発注に係る図面及び数量等の整理、積算基礎データ作成、積算システム入力等、予定価格算出のための基礎資料の作成及び設計図書（案）の作成の一部を支援する業務を行うものである。

（３）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- ・ 積算資料作成
- ・ 積算システムへの積算データ入力（データリスト作成）

（４）履行期限 平成 22 年 3 月 31 日

（５）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアド

レス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「電子入札情報」 - 「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：中部地方整備局静岡国道事務所 経理課

〒420-0054 静岡市葵区南安倍 2 丁目 8 - 1

TEL 054-250-8901 FAX 054-252-5809

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 本業務の入札方式は、作業項目のうち最も総額(単価×予定数量)の大きいものの単価(以下「基準単価」という。)をもって入札するものとする。他の作業項目単価は、基準単価を 100 として基準単価に対する比例単価方式により決定し、円未満を切り捨てるものとする。この単価に 5/100 を加算した金額を契約単価とする。(円未満は端数処理をしないものとする。)

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・成果報告書

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は、別表 を予定する。

2) 設計共同体

1) から に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 21 年 10 月 15 日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 21 年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その 2 業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

(2) 入札参加希望者の中立・公平性に関し以下の要件を満足すること。

業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課が発注する新設又は改築工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。
- ・一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(3) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(4) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務：国、特殊法人等(注 1)、地方公共団体(注 2)、地方公社等(注 3)、公益法人(注 4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注 5)が発注した発注者支援業務、公物管理業務(河川又は道路)、CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務又は地質調査業務。

なお、各業務の具体は、別紙 - 1「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績一覧」による。

注 1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む))

注 2) 地方公共団体とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）とする。

注 3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注 4) 公益法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人とする。

注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（ 5 ）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

技術士（建設部門又は総合技術監理部門）

土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は 1 級技術者

一級土木施工管理技士

R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）又は R C C M と同等の能力を有する者（ 1 ）

「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木） 種、種又はその他これに準ずる者と発注者が認める者（ 2 ）

1 「 R C C M と同等の能力を有する者」とは、 R C C M 資格試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

2 「その他これに準ずる者と発注者が認める者」とは、以下のとおり

- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者 種又は 種
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会」が認定した支援管理技術者 種又は 種
- ・「関東地方整備局長」が委嘱した公共工事品質確保技術者
- ・「公共工事の発注者責任協議会」が認定した支援技術者 種又は 種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者 種又は 種
- ・「中国地方整備局長」が認定した支援業務技術者 種又は 種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者 種又は 種
- ・「公共工事品質確保技術者資格認定委員会」が認定した 種又は 種公共工事品質確保技術者
- ・「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定した 種又は 種支援技術者

(6) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成 11 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において 1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（発注者、受注者、下請、出向又は派遣等）は問わない。

同種業務：国、都道府県、政令市又は特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社等、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務
- ・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務(道路)、CM 業務、PFI 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（道路）の概略設計、予備設計、詳細設計又は土木工事の監理技術者

(7) 恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(8) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

平成21年 10 月 15 日現在、管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち

業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

(９) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- 1) 本業務における品質向上の方策の提案
- 2) 業務における守秘性、中立・公平性の提案

(10) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(11) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。

実施方針と技術提案を求める項目の提案に矛盾等があり、整合性が図れていない場合。

５．担当部局

〒４２０－００５４ 静岡県葵区南安倍２丁目８－１

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

経理課：契約手続きに関すること。

電話 ０５４－２５０－８９０１ FAX ０５４－２５２－５８０９

メールアドレス：keisdour@cbr.mlit.go.jp

工務課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電話 054 - 250 - 8903 FAX 054 - 252 - 5739

メールアドレス：s-koumu@cbr.mlit.go.jp

6．競争参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)及び「資料」(別記様式2～7)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(別記様式8～11)をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が3MBを超える場合は、郵送(書留郵便に限る。)又は電送で提出すること。郵送又は伝送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

郵送又は電送する旨の表示

郵送又は電送する書類の目録

郵送又は電送する書類のページ数

発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送(書留郵便に限る。)すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表 のとおり。
- ・提出先：5. と同じ。

- (3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を静岡国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

- (4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表 の日を予定する。

- (5) その他

競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。

提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5 . と同じ。

7 . 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

- (2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局静岡国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：5 . に同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

8 . 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の (2) 総合評価の方法によって得られた数値 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

- (2) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を

与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価（企業）
- 2)基本事項評価（技術者）
- 3)技術提案書

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とする。

総合評価は、入札者の申込みに係る上記により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値（評価値）をもって行う。

（３）評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

（４）技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成11年度以降の業務の実績を以下のとおり評価する。		3
	発注者支援業務（積算技術業務）	3	
	〃（その他業務）	2	
	その他業務	0	
業務成績	提出された3件の業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		3
	75点以上	3	

	70点以上75点未満	2	
	65点以上70点未満	1	
	60点以上65点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		3
	静岡県内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。	3	
	上記以外	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア）営業停止又は指名停止期間処置後6ヶ月。 イ）文書注意後2ヶ月 ウ）口頭注意後1ヶ月		- 5
	処分を受けていない	0	
	処分を受けている	- 5	

基本事項（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		3
	同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		3
	75点以上	3	
	70点以上75点未満	2	
	65点以上70点未満	1	
	60点以上65点未満	0	

技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	業務の目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高い場合に優位に評価する。	9

実施体制		配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行する上で、体制が確保されている場合に優位に評価する。 また、中部地方整備局が開催した発注者支援業務に関する講習会（積算技術業務の部）を受講した者が配置技術者となっている場合に優位に評価する。		10
特定 テー マに 対す る技 術提 案	特定テーマ1 業務における 品質向上の方 策の提案	提案内容の的確性	本業務における品質向上の方策の提案について、業務の課題や留意点等を十分に理解し、的確な提案がなされている場合に優位に評価する。	8
		提案内容の実現性	本業務品質向上の方策の提案について必要な事項（着眼点、問題点、解決方策）が網羅されている場合に優位に評価する。	5
	特定テーマ2 業務における 守秘性、中立 ・公平性の提 案	提案内容の的確性	業務における守秘性、中立・公平性の提案について、業務の課題や留意点等を十分に理解し、的確な提案がなされている場合に優位に評価する。	8
		提案内容の実現性	業務における守秘性、中立・公平性の提案について必要な事項（着眼点、問題点、解決方策）が網羅されている場合に優位に評価する。	5

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付先：5. と同じ。

質問の受付期間：別表 のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

閲覧場所：静岡国道事務所 1F掲示板

閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表 のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡国道事務所経理課まで持参すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表 のとおり。

11．入札方法等に関する事項

- (1) 入札に当たっては、仕様書に示す内訳の「基準単価」の金額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（円未満は端数処理しないものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。他の単価は、「基準単価」を100として算出した単価比率により算出し、円未満端数を切り捨てした上で、当該金額の100分の105を各契約単価とする。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

12．入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13．開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14．入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、

開札の時に於いて指名停止を受けている者その他の開札の時に於いて４．に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (１) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。

15．落札者の決定方法

- (１) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記８(１)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とすることがある。

- (２) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (３) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料(様式・作成要領)については、国土交通省中部地方整備局HP(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「低入札価格調査情報」-「低入札価格調査(建設コンサルタント等)」)に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の

- (１) から(３) について実施するものとする。

- (１) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の から のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、 又は のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。

過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において管理技術者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。

受注者が行う当該業務の照査に加え、第三者による照査を受注者の負担において実施する。

照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予算決算及び会計令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による照査を実施する技術者は、本業務の管理技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第三者による照査にかかる再委託については、業務等委託契約書（単価契約）第5条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、業務等委託契約書第31条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務の履行期間中とする。

（2）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

（3）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- （1）総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

- (2) 上記 (1) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日 (休日は含まない。) 以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ・ 受付場所： 5 . と同じ
 - ・ 受付時間： 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

18 . 再苦情申立て

- (1) 分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日 (休日を除く。) 以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・ 中部地方整備局 主任監査官 (契約管理官・技術開発調整官)
 - ・ 電話 052-953-8113 (直通) 内線 2114 (2222・3120)
 - ・ 時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

19 . 手続きにおける交渉の有無 無。

20 . 契約書作成の要否

業務等委託契約書 (単価契約) により契約書を作成するものとする。

21 . 支払条件

支払い回数 月 1 回以内

22 . 火災保険付保の要否 否。

23 . 関連情報を入手するための照会窓口 5 . と同じ

24 . 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添 (A 4 判) のとおりとし、文字サイズは 10 ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添 (様式 - 1) により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式 - 2 ～ 7 ）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の中立性・公平性、業務拠点の所在	・ 入札参加希望者と業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課が発注する新設又は改築工事に参加している者及びその発注工事に参加している者との資本金面、人事面での関係又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本金面・人事面で関係の有無を記載する。 ・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・ 記載様式は様式 - 3 とする。
入札参加希望者の業務の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、3 件とする。 ・ 記載様式は様式 - 4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は平成21年10月15日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は様式 - 5 とする。 なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。

業務の実績	・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする ・記載様式は様式 - 6 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式 - 7 とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式 - ８～１１）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式 - ９とし、Ａ４判２枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式 - １０とし、Ａ４判１枚以内に記載する。 ・ 中部地方整備局が開催した発注者支援業務に関する講習会（積算技術業務の部）を受講した者を技術者として配置する場合は、受講証の写しを添付すること。
特定テーマ	特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。

	業務における品質向上の方策の提案 本業務品質向上の方策を簡潔に記載する。 業務における守秘性、中立・公平性の提案 本業務における守秘性、中立・公平性を簡潔に記載する。 ・記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない ・記載様式は様式 - １１とし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。
--	---

既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資 料 名：平成２０年度 静岡国道積算技術業務
本業務に関する積算基準
- 2) 閲覧場所：５． のとおり。
- 3) 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、9時00分から17時00分まで（事前に５． の担当部局に連絡すること。）

25. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 第１回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- 6) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、平成２１年度の当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課が発注する新設又は改築工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、平成２１年度の当該事務が発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課が発注する新設又は改築工事に参加してはならない

なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

- 7) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 9) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 10) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03 - 3505 - 0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局静岡国道務所経理課 電話 054 - 250 - 8901 へ連絡すること。

別表

	競争参加資格確認通知の日	平成 2 1 年 1 1 月 5 日
	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日までの 1 0 時から 1 6 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日から 平成 2 1 年 1 1 月 6 日までの 1 0 時から 1 6 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札書の受付期間	平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日 10 時 00 分から 平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	開札の日時及び場所	平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日 1 0 時 0 0 分 静岡国道事務所入札室

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡国道事務所長 小川 智弘 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(又は 〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務 ・ 〇〇設計共同体

(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成 21 年 10 月 15 日付けで公告のありました「平成21年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その2業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡国道事務所長 小川 智弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は○○支店長 ○○ ○○)

(設計共同体的場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

○○○○業務 ・○○設計共同体

(株) 役職名 氏名

印

○○(株) 役職名 氏名

印

平成21年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術 その2業務

競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成21年10月15日付けで公告のありました「平成21年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術その2業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

中立・公平性（該当する番号に○を記載する） ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課の発注する新設又は改築工事への参加の有無 1．参加している 2．参加していない ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課の発注する新設又は改築工事に参加してる者と資本面、人事面での関係の有無 1．有り 2．無し ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課の発注する新設又は改築工事、の担当技術者の出向・派遣元の有無 1．有り 2．無し ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事のうち、工務課が発注する工事及び管理第二課・防災情報課の発注する新設又は改築工事の担当技術者の出向・派遣元と資本面・人事面での関係 1．有り 2．無し
業務拠点の所在地

所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

入札参加希望者の業務の実績

業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務の概要については具体的に記述すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

予定管理技術者の経歴等

ふりがな 氏名	生年月日			才
所属・役職				
保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
手持業務の状況 (平成21年 1 0 月 1 5 日現在) , 契約金額500万円以上				
業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	契約金額	
			(契約金額合計 万円)	

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注 1 : 1 社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。

なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注 2 : 設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注 3 : 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局静岡国道事務所 小川 智弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体的場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務 ・ 〇〇設計共同体

(株) 役職名 氏名

印

〇〇(株) 役職名 氏名

印

平成21年度 単価契約静岡国道事務所改築積算技術 その2業務

技 術 提 案 書

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成21年10月15日付けで公告のありました「平成21年度単価契約静岡国道事務所改築積算技術その2業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

実施方針

A 4 判 2 枚以内に記載する。

業務実施体制

A 4 判 1 枚以内に記載する。

特定テーマ

業務における品質向上の方策の提案

業務における守秘性、中立・公平性の提案

及び の項目について、本様式 2 枚以内に記載する。(様式内の配分は自由)

A 4 判 2 枚以内に記載する。